

情報公開請求「延長通知書」

10月19日に「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域整備等基本協定書第14条に基づく大阪府、大阪市及び大阪IR株式会社の基本合意」関係公文書について、大阪市に情報公開請求した。資料を期待して待っていたが、11月1日付でIR推進局推進課調整グループから写真の「決定期間延長通知書」がとどいた。

決定期間を1ヶ月、12月2日まで延長する。延長の理由は「公開請求に係る公文書については、その内容が複雑であるため、大阪市情報公開条例第7条各号の適用判断に相当の検討を要し、期間内に公開決定等を行うことが困難であるため」と書かれていた。

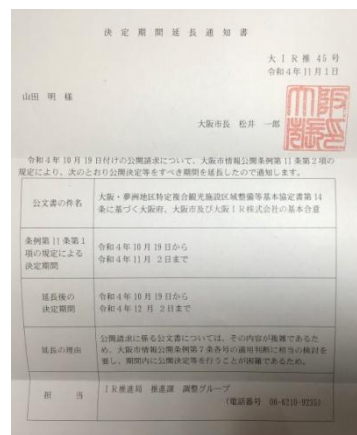
念のため第7条を確認してみた。「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」各号に掲げる非公開情報とは、特定の個人を識別できるもの、公にすることにより個人や法人の権利利益を害するおそれがあるもの、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどである。

決定期間延長通知書を読むと、請求した公文書を非公開にするために、第7条の適用判断を1ヶ月かけて行うようだ。公開請求に係る公文書については、その内容が複雑であることも理由にしている。今回請求した公文書は、大阪府・大阪市と大阪IR株式会社(SPC)が今年2月15日に締結した基本協定書、第14条に下記のように記載されているものである。

SPCは、第6条第8項に基づき、国土交通大臣に対して認定用区域整備計画について認定の申請をするに先立ち、府及び市との間で、認定用区域整備計画及び当該申請に添付する実施協定書(案)、設置運営事業の遂行に当たって府、市及びSPCで確認すべき事項を定めるための立地協定(案)、並びに、SPCが設置運営事業を実施する目的で本件土地を使用することができるようにするための事業用定期借地権設定契約書(案)について、基本合意を締結するものとする。(以下、略)

基本協定書の別紙2事業日程には、基本合意の締結は4月頃となっている。この締結を経て、区域整備計画の認定の申請が4月末に行われ、国で認定審査が進められている。第14条を読むかぎり、請求文書が複雑だとは思えない。なぜ基本合意に関わる公文書が提出できないのか理解に苦しむ。

情報公開条例第1条には、「(前略) 市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする」と書かれているのだが。



(2022年11月7日)